		断面幅の呼びが二百七十五ミリメートル以下十四デシベル	
		断面幅の呼びが二百七十五ミリメートル超十四デシベル	
	途タルイはラタレイヤ、フォーマンスドライエクストイヤ、ロイヤシビードヤ以上アドヤ又はスノータイヤ外のスタッドレス用トラック及びバス用タイヤ	断面幅の呼びが二百八十五ミリメートル超十四デシベル	
		断面幅の呼びが二百八十五ミリメートル超十五デシベル	

備考

一　タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第二改訂版附則3に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二　クラスC3タイヤとは、協定規則第五十四号に適合するものであつて、単輪でのロードインデックスが百二十二以上又は、百二十一以下で速度区分記号が「M」以下のタイヤをいう。

三　クラスC2タイヤとは、協定規則第五十四号に適合するものであつて、単輪でのロードインデックスが百二十一以下で速度区分記号が「N」以上のタイヤをいう。

四　クラスC1タイヤとは、協定規則第三十号に適合するタイヤをいう。

五　ノーマルタイヤとは、通常の走行条件下で、道路で使用されることを目的としたタイヤをいう。

六　スノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、雪路における自動車の運転に関し、車両が走行を開始又は維持する際において、ノーマルタイヤより優れた性能を有するように設計されたタイヤをいう。

七　シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第二改訂版6．4．の要件を満たすものをいう。

八　特殊用途タイヤとは、オンロードとオフロードの両方を対象にした走行条件又はその他の特殊な走行条件の下で使用されることを目的としたもので、主にオフロード条件下で車両が走行することを前提に設計されたタイヤをいう。

九　レインフォースドタイヤ又はエクストラロードタイヤとは、国際標準化機構が定めた規格（四〇〇〇―一号：二〇一〇）で定める標準空気圧で対応する標準タイヤが支える荷重よりも、より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤをいう。

十　トラクションタイヤとは、「TRACTION」という表示がされており、さまざまな状況において力の伝達を最大にするために、主に車両のドライブアクスルに装着することを目的としたタイヤをいう。

十一　断面幅の呼びとは、協定規則第三十号に規定する空気を充填したタイヤのサイドウォールの外側間の直線距離をいう。

附　則

この告示は、平成二十七年十月八日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７６７号

千葉県山武市成東1808番地１
債務者　日本住宅営繕センター株式会社
代表者代表取締役　小野　慎治
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古宮　　明
4　破産債権の届出期間　平成27年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午前11時

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９３号

千葉市花見川区三角町83番地
債務者　株式会社中村水建
代表者代表取締役　中村　大輔
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　色川　　清
4　破産債権の届出期間　平成27年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午後２時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９５０号

東京都中央区日本橋室町１丁目８番２号
債務者　株式会社小林敬助商店
代表者代表取締役　菊地　哲郎
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早津　花代
4　破産債権の届出期間　平成27年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８００３号

東京都荒川区荒川８丁目３番３号
債務者　有限会社広和
代表者代表取締役　手塚　官次
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　卓也
4　破産債権の届出期間　平成27年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０１３号

広島県広島市中区富士見町16番５号　安村ビル２階
債務者　株式会社キャメル
代表者代表取締役　渡邊　剛史
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　丈介
4　破産債権の届出期間　平成27年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月８日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０２２号

東京都練馬区高野台４丁目11番９号
債務者　株式会社メディア
代表者代表取締役　寺田　　寿
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　隆史
4　破産債権の届出期間　平成27年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部